

ガーンジーの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ガーンジー管区（Bailiwick of Guernsey）は、英国王室属領（Crown dependencies）であるチャネル諸島（Channel Islands）における2つの管区のうちの1つである。チャネル諸島は、イギリス海峡のフランス沖合に位置しており、ガーンジー島、ジャージー島、オルダニー島、サーク島及びその他の島嶼で構成される。チャネル諸島は、大きく、ガーンジー管区とジャージー管区に二分されており、それぞれ、独自の議会、自治政府及び法制度を有する。本稿は、ガーンジー管区（以下「ガーンジー」という）を対象とする。

チャネル諸島は、古くはヴァイキングに支配されていた。ヴァイキングの首領ロロが、当時のフランス王から、ノルマンディー公爵への任命を受け、933年に、チャネル諸島は、ノルマンディー公国の領土に編入された。そして1066年のノルマン・コンクエストにより、ノルマンディー公ウィリアムがイングランド王になったことから、チャネル諸島は、イングランド王の所領となった。1204年にイングランド王とノルマンディー公は分離したが、チャネル諸島は、引き続き、イングランド王の所領とされた。1254年、チャネル諸島は、イングランド王室の個人領地となり、連合王国には属しないまま、現在に至っている。第二次世界大戦中の1940年から1945年までは、ナチス・ドイツに占領されたことがある²。

ガーンジーは、連合王国には所属しておらず、連合王国の法制度は適用されないが、外交及び国防に関しては連合王国に委任しており、主権国家ではない。

ガーンジーの通貨としてはガーンジー・ポンドが発行されているが、実際には英ポンドも流通している。面積は約78平方キロメートルであり、そこに現在、約65,000人が居住している。公用語は、英語及びフランス語であり、首都はセント・ピーター・ポートである。主な産業としては、観光、園芸、牧畜のほか、金融サービスがある。

ガーンジー法人の法人税率は、原則として0%である（銀行は10%、ガーンジーの土地建物から所得を得る法人は20%）。贈与税、売上税、付加価値税、キャピタルゲイン税、相続税等は存在しない。個人所得税の税率は、原則として20%で、上限は総額22万ポンド（国外源泉分の上限は11万ポンド、国内源泉分の上限は11万ポンド）とされている³こと

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『2016 エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2016年）172頁。

³ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERRVICE, GUE-10,11.

は、富裕層のガーンジーへの移住のインセンティブとなってきた。ガーンジーは、「タックス・ヘイブン」、「オフショア金融センター」として世界的に有名である⁴。

ガーンジーは、欧州連合（EU）には加盟していないが、1972年に英国がECに加盟した際の取り決めにより、英國の特別領域とされ、ガーンジーの商品のEU域内における自由な流通が認められているが、人・資本・サービスの自由な移動は認められていない。なお、ガーンジー及びジャージーは共同で、EUとの連携を図るため、ブリュッセルに事務所を開設している⁵。

ガーンジーの法制度は、もともとはノルマンディー慣習法に起源を有し、その後はとくに英國のコモン・ロー及び制定法の影響を強く受けている。ガーンジーの法制度とジャージーの法制度は、類似はしているが、異なるものである。ガーンジー管区は、さらに3つの地域に分けられる。即ち、①ガーンジー島及び付随する島嶼、②オルダニー島、及び③サーク島である。オルダニー島及びサーク島においては、それぞれ、小規模ではあるが議会を有し自治権が認められており、ガーンジー島の法制度と共通する点が多いものの、独自の特徴もある。本稿は、主に上記①の法制度を対象とする。

II 憲法

ガーンジーには、単一の成文憲法典は存在しない。制定法（例えば、「Reform Guernsey Law 1948」⁶等）及び慣習法等が、実質的意味の憲法を形作っている。

⁴ 「ガーンジー」という名が日本で一躍有名になったのは、「ガーンジー事件」という税務訴訟であった。ガーンジー法人の法人所得税は0%を超える30%以内の範囲で税務当局に申請し承認された税率が適用されるという当時の制度の下で、日本の損害保険会社のガーンジー子会社（キャプティブ保険会社）が26%の税率でガーンジーに納付した税金が、日本の法人税法・法人税法施行令にいう「外国法人税」に該当するか否かが争われた。当時の日本では、外国法人税が「25%以下」の場合に、タックス・ヘイブン対策税制が適用されていた。第一審及び第二審は「外国法人税に該当しない」との立場であったが、最高裁平成21年（2009年）12月3日第一小法廷判決は「外国法人税に該当しないとはいえない」と判示して、逆転判決を下した（『判例時報 2070号』（判例時報社、2010年）45～51頁）。その後、日本の法令が改正され、税務当局との合意により税率が定まる租税の一部は「外国法人税」から除外されることから、上記最高裁判決の「外国法人税」の意義の解釈に関する判示部分の判例としての意味は失われたといわれている（兼平裕子著「なぜ英國王室属領にタックス・ヘイブンが多いのか」（『税務事例（Vol.46, No.10）』（財経詳報社、2014年）所収）36頁）。上記事件は、ガーンジーが日本では馴染みのない特異な税制を採用していること、及び「ガーンジーはタックス・ヘイブンである」というイメージを日本に広く知らしめる出来事であったといえよう。

⁵ 弥久保宏著「英國チャネル諸島、グアンジーダ官管轄区の統治システム 一もう一つの英國統治スタイル」（『駒沢女子大学 研究紀要 第20号』（駒沢女子大学、2013年）所収）122～123頁。

⁶ <http://www.guernseylegalresources.gg/article/96991/Reform-Guernsey-Law-1948-Consolidated-text>

1 統治機構

(1) 領主・総督・代官

ガーンジーの領主は英國女王である。女王は、英國枢密院の助言に基づき、代官 (Bailiff) の任命、ガーンジー審議院を通過した法案の裁可等を行う。

総督 (Lieutenant Governor) は、女王の代理人として、ガーンジーにおける女王の儀礼的な権限 (外交及び式典等で代表を務めること等) を行使し、英國政府との連絡窓口となる。このように、現在では、総督の地位は、儀礼的なものにとどまるといえる。2011年までは、総督は、英國の大臣の助言に基づき女王が任命していたが、現在は、ガーンジーの代官、オルダニー島の首長及びサーク島の領主からなる委員会で選任されるようになっている。

代官は、ガーンジーの審議院 (States of Deliberation) の議長を務めるほか、王立ガーンジー裁判所 (Royal Court of Guernsey) の裁判長も務める。このように、ガーンジーでは、三権分立は採られていないといえよう。

(2) 立法府

ガーンジー議会 (The States of Guernsey) は、基本的には、「審議院」 (States of Deliberation) の一院制である。即ち、ガーンジー議会は、法律案の審議、予算及び税制の審議等の機能を担うときは、①代官、②司法長官 (Her Majesty's Procureur (HM Procureur))、③司法次官 (Her Majesty's Controller (HM Controller))、④ガーンジー島で公選された任期 4 年の 45 名の議員 (Deputies)、⑤オルダニー島議会で選出された 2 名の議員、計 50 名から構成される審議院が形成され、活動が行われる。代官、司法長官及び司法次官は、女王により任命される。審議院での法律案提出権は、①代官、②審議院内の各委員会の議長、及び②7名以上の議員が有する。オルダニー島及びサーク島に適用される法律を制定するには、これら各島の議会の承認を得る必要がある。法律案がガーンジー議会を通過した後は、英國枢密院で審議され、女王の裁可をもって法的効力を生じる。

ところで、ガーンジー議会が王立ガーンジー裁判所の陪審員 (Jurats)⁷を選任するときには、現職の 16 名の陪審員、各教区の 10 名の司祭、各地方議会の 34 名の代表者が加わって構成された「選出院」 (States of Election) という機関により、選挙人団を組織する等の行為が行われる。このように、ガーンジーは、「変則的な一院制」を採っている⁸。

英國議会で制定された法律が枢密院令 (Order in Council) によりガーンジーに適用されるためには、ガーンジーの内政問題に関しては、ガーンジー議会の同意を要する。

なお、ガーンジーには、実際上、政党政治は存在しない。

⁷ ガーンジーの陪審員 (Jurat) は、英國における陪審員とは異なるものである。ガーンジーの陪審員は、事実認定を行う常勤の素人裁判官である。刑事訴訟事件においては、単純多数決で決議を行うものであり、アングロサクソン型の陪審裁判は行われない。SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, GUE-8.

⁸ 弥久保・前掲書 117~118 頁。

（3）行政府

ガーンジーの行政府は、「政策協議会」（Policy Council of Guernsey）である。政策協議会は、首席大臣（Chief Minister）及び10名の大臣（Minister）により構成される。行政府の長は、政策協議会の議長である首席大臣である。首席大臣は審議院で秘密投票により選出される。しかし、首席大臣は、2004年に設置されたばかりの名目的な役職であり、強いリーダーシップを有するものではなく、政策協議会の調整役にすぎないといわれている⁹。

（4）司法府

ガーンジーの主な裁判所は、王立ガーンジー裁判所（Royal Court of Guernsey）（以下「王立裁判所」という）である。他に、治安判事裁判所及び契約裁判所等がある。代官が、王立裁判所の裁判長を務める。代官が裁判官を務めるときは、陪審員（法律の専門家ではない一般市民であり、議会により選出された者）の助言を受けて行う。

ガーンジーの控訴審は、「ガーンジー控訴裁判所」（Guernsey Court of Appeal）である。控訴審判決に対しては、「Privy Council」（英國枢密院司法委員会）に上告することができる。

2 人権

ガーンジーにおける人権保障は、成文憲法典ではなく、歴代のロイヤルチャーターに基づく。

ガーンジーは、1971年の欧州人権条約を受け入れ、2000年には「(ガーンジー管区) 人権法」が制定された（2006年施行）。これにより、2006年以降、ガーンジーの市民は、自己の人権が侵害されたと考える場合、欧州人権条約に基づき、ストラスブールの欧州人権裁判所に提訴しなくとも、ガーンジーの裁判所に提訴して救済を求めることが可能になった。

3 法令及び判決例

ガーンジーの法制度は、①10世紀から続くノルマンディー慣習法、②コモン・ロー、③制定法令等により形作られている。

ノルマンディー慣習法は、ガーンジーがヴァイキングに支配されていた時代から存在していたものであり、現代でも、とくに不動産法の分野において、スカンジナビア慣習法の影響がみられる。

ガーンジーにおけるコモン・ローが、英国法から大きな影響を受けてきたことはいうまでもない。英国及びコモンウェルス諸国の判決は、ガーンジーにおいても、説得力を有するものと取り扱われ、とくに、英国の最高裁判所の判決は、最高の権威性を有する。

⁹ 弥久保・前掲書 118～119 頁。

ガーンジーの制定法令には、以下のものがある¹⁰。

- (1) 英国議会の法律で、枢密院令によりガーンジーに拡張適用されたもの（ガーンジー当局との交渉を経て、王立裁判所に登録されることが必要である）。
- (2) ガーンジーの法律（Laws）（審議院で可決された後、女王に送付され、王立裁判所に登録されることが必要である。防衛及び外交は英国に委任されているため、法律の対象外である）。
- (3) 審議院の規則（Ordinances）（枢密院令によることを要しない。規則は、税制に影響を及ぼし、又は現在の慣習法及び制定法を変更することはできない。以前は、「Ordinances」は1年間の期限付きのものであったが、1948年以降、期限は無くなっている）。
- (4) 1948年より前の王立裁判所の規則（Ordinances）。

ガーンジー審議院で制定された法律であっても、その多くは、英國法を参考に策定されており、内容は非常に類似したものとなっていることが多い。

ガーンジーの法律及び規則等は、ガーンジー王立裁判所等の管理するウェブサイト「Guernsey Legal Resources」¹¹において、英語で検索・調査することができる。

III 民法

ガーンジーにおける民法の大部分の内容は、成文法化されておらず、ドイツやフランスにおけるような民法典は無い。しかし、個別の分野に関して制定された法律が、必ずしも網羅的ではないものの、存在する。

ガーンジーの契約法は、18世紀にはフランス法の影響を受けたが、19世紀には英國法の影響を受けた。フランスで1804年に民法典が制定され、慣習法の重要性が低くなったことは、少なからず、ガーンジーの契約法に影響を及ぼした。

ガーンジーの不法行為法及び信託法は、英國のコモン・ローの影響を強く受けたものである。

古代ノルマンディーの慣習法は、今日のガーンジーのいくつかの法分野の実務に広く影響を及ぼしている。例えば、不動産法、相続法及び民事判決の執行の分野である¹²。とくに遺言については、2012年4月から新たな相続法が施行されている¹³。

ガーンジーの民法分野の法律は、主な体系の全てが成文法だけで形成されているわけではないが、体系の重要な一部を形成していることは事実であり、成文法と判例法の両方を合

¹⁰ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERRVICE, GUE-3.

¹¹ <http://www.guernseylegalresources.gg/article/6325/Home>

¹² <http://www.guernseybar.com/practising-guernsey-law/sources-of-guernsey-law.aspx>

¹³ AFR, *Changes to the Guernsey Inheritance Law –April 2012.*

<http://www.afradvocates.com/Assets-F2CMS/TDN1846-AFR-Article-Changes-to-Inheritance-Law--2-.PDF>

わせて検討する必要があるといえよう。

IV 会社法

ガーンジーの現行会社法は、2008年会社法等により形作られている。

ガーンジーでは、「private company」（私会社）と「public company」（公開会社）の区別はない。従来の「limited liability companies」（有限責任会社）のほかに、「protected cell companies」、「incorporated cell companies」、「incorporated cells of an incorporated cell company」、「non-cellular companies」、「companies limited by guarantee」、「unlimited liability companies」、「mixed liability companies」 という会社の種類が認められる¹⁴。

2008年会社法によると、上記のうち「companies limited by guarantee」は、会社債務に対する責任が、保証された額に制限される出資者により設立された会社である。

「companies limited by guarantee」は、会社名の末尾に、「Limited by guarantee」又は「LBG」という語句を付しなければならない¹⁵。

また、2008年会社法によると、前記のうち「protected cell companies」は、「レンタキャプティブ」¹⁶（第三者の所有するキャプティブの一部を「cell」（セル）として借りて、キャプティブを所有するのと同様の効果を享受することができるスキーム）等のリスクマネジメント策のために利用されることが想定されている会社である。「protected cell companies」においては、1つまたはそれ以上の「cell」（セル）を設定することができる。セルは、小区画とコア資産を分離して保護することを可能にする。即ち、1つのセルにおいて生じた負債が、他の保護されたセルに影響を与えないようにすることができる。

「protected cell companies」は、会社名の末尾に、「Protected Cell Company」又は「PCC」という語句を付しなければならない¹⁷。

ガーンジーでの会社設立は極めて容易である。即ち、非規制業種の会社であれば、ガーンジー金融サービス委員会（Guernsey Financial Service Commission (GFSC)）¹⁸からライセンスを受けた会社サービス提供業者に対し、会社登記官への会社名の登記申請及び会社設立申請を委託することにより、会社設立を行うことが可能である。規制業種の会社の場合は、ガーンジー金融サービス委員会の認可が必要である。

¹⁴ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERRVICE, GUE-19.

¹⁵ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERRVICE, GUE-19.

¹⁶ 「レンタキャプティブ」については、フォーサイトマネジメント株式会社の下記ウェブページを参照。

<http://www.foresightmgt.co.jp/service2.html>

¹⁷ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERRVICE, GUE-20.

¹⁸ ガーンジー金融サービス委員会（Guernsey Financial Service Commission (GFSC)）とは、ガーンジーで金融業の規制に関わる自律的な非政府機関である。

PKF, *DOING BUSINESS IN GUERNSEY*, 2011, at 7.

<http://www.pkf.com/media/608621/doing-business-in-guernsey.pdf>

ガーンジーに投資しようとする外国投資家は、パートナーシップを利用することもできる。ガーンジーには、「general partnership」「limited partnership」「limited liability partnership」という3種類のパートナーシップが認められている。「limited liability partnership」は、2013年ガーンジー有限責任パートナーシップ法の制定により認められたものである。「limited liability partnership」は、法人格は認められており、契約は自己の名で締結することができるが、それ自体には課税されない。「limited liability partnership」は、名称の末尾に、「Limited Liability Partnership」又は「LLP」という語句を付しなければならない¹⁹。

外国企業がガーンジーでビジネス活動を行うためには、非規制業種であれば、会社登記官への何らの文書提出を要しない。

V 民事訴訟法

1 民事訴訟を管轄する裁判所

ガーンジーにおける民事訴訟事件の第一審は、通常、「王立裁判所」(Royal Court of Guernsey)が管轄する。但し、少額の民事訴訟事件（訴額合計が10,000ポンド以下の民事訴訟事件）については、治安判事裁判所が管轄する。

王立裁判所は、ガーンジーにおける主要な裁判所であり、民事訴訟及び刑事訴訟の両方を一般的に管轄する。王立裁判所は、治安判事裁判所の判決に対する控訴審をも管轄する。

王立裁判所の判決に対する控訴審は、「ガーンジー控訴裁判所」が管轄する。控訴裁判所は、代官及び陪審員により構成される。利益相反のおそれがある訴訟事件の審理のため、ガーンジーとジャージーの代官の間で連携をとっている。上告審は「英國枢密院司法委員会」が管轄する。

契約裁判所(Contracts Court)は、総督と他の4名の陪審員により構成される。不動産譲渡、不動産契約、担保・保証、婚姻契約及び捺印証書等についての認証を行う裁判所である。各書面の認証は、総督と他の2名の陪審員により行われる²⁰。

2 民事訴訟手続

ガーンジーにおける民事訴訟は、当事者主義に基づいており、立証の程度は「証拠の優越」による。民事訴訟手続は、2007年王立裁判所民事規則に定められている²¹。王立裁判所における民事訴訟は、代官により行われるが、通常は陪審員(Jurat)とともに行われる。ガ

¹⁹ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, GUE-29,30,31.

²⁰ 王立裁判所のウェブページ「The Contracts Court」を参照。

<http://www.guernseyroyalcourt.gg/article/3186/The-Contracts-Court>

²¹ Thomson Reuters, *Litigation and enforcement in Guernsey: overview*, 2016.

<http://uk.practicallaw.com/1-242-7967>

ーンジーの陪審員は、事実認定を行う常勤の素人裁判官である²²。陪審員は事実認定のみを行うのに対し、代官は法律適用、手続、判決の起草を行う。最近では、ガーンジーでは、調停及び仲裁といったADRが利用されることが増加している²³。

3 弁護士

ガーンジーにおける弁護士は「advocates」と呼ばれる。これは、英国の「solicitors」及び「barristers」を合わせたものに相当し、ガーンジーでは、同一人物が両者を兼ねて、依頼者との最初の会議から、訴訟手続の最終弁論まで、取り扱うことができる²⁴。

ガーンジーには、55人から60人程度の弁護士しかいない。ガーンジーにおける法律扶助についてみると、政府からの資金供与はわずかしかなく、弁護士の無償での1年あたり4~5件程度のプロ・ボノ活動に任せられている。ガーンジーを含む多くの国・地域で、「法律扶助サービスへの国家予算が少ないほど、より多くのプロ・ボノ活動が行われる」という傾向があることが、指摘されている²⁵。

VI 刑事法

王立裁判所は、ガーンジーにおける刑事訴訟の通常第一審裁判所である。軽微な刑事事件については、治安判事裁判所が、2年以下の拘禁及び／又は20,000ポンド以下の罰金を科することができる。王立裁判所は、治安判事裁判所の判決に対する控訴審をも管轄する。

王立裁判所の判決に対する控訴審は、「ガーンジー控訴裁判所」が管轄する。控訴裁判所は、代官及び陪審員により構成される。利益相反のおそれがある訴訟事件の審理のため、ガーンジーとジャージーの代官の間で連携をとっている。控訴審判決に対しては、「英國枢密院司法委員会」に上告することができる。

ガーンジーにおける刑事裁判において、陪審員は、事実認定を行う。常勤の素人裁判官である陪審員は、法律に対する訓練は受けていない市民の中から選任される。刑事訴訟事件においては、単純多数決で決議を行うものであり、アングロサクソン型の陪審裁判は行われない²⁶。

ガーンジーでは、訴追手続は、政府に所属する弁護士により行われる。刑事事件として王立裁判所に正式に起訴される事件は、年間30~40件程度であり、その大部分は、暴行、脅迫、詐欺の事件である。公判は、2~3日程度で終了するのが通常である²⁷。

²² SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, GUE-8.

²³ Thomson Reuters, *Litigation and enforcement in Guernsey: overview*, 2016.

<http://uk.practicallaw.com/1-242-7967>

²⁴ <http://www.guernseybar.com/about-the-bar.aspx>

²⁵ ピーター・ハクスブル著『法律扶助の国際比較』(法律扶助協会、1997年) 234頁。

²⁶ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, GUE-8.

²⁷ ピーター・ハクスブル・前掲書 236頁。

ガーンジーでは、数百の金融機関が存在し、労働力の 20%、総生産の 40%超を占めている。ガーンジーでは、マネーローンダリングを防止するため、金融機関の新規顧客は、全ての事業体及び異常な取引の受益所有権 (beneficial ownership) に関する情報を提供することを要求される²⁸。ガーンジーのマネーローンダリングに関する開示義務、一時的拘束、没収等の立法は、英国の立法とほぼ同様である。

VII 参考資料

以上、ガーンジー法の概要を簡単に紹介してきたが、ガーンジー法については、ドイツ法、フランス法及び英國法と比べると、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、英語による情報源及び文献・論文等については、比較的多いように思われる。

ガーンジー法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

今後、ガーンジー法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.11』（国際商事法研究所、2016 年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第 50 回 ガーンジー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁸ 本庄資著『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013 年）196 頁。